

施術所開設の手引き



江東区保健所 生活衛生課 医薬衛生係

目次

	頁
1 開設届	2
(1) 開設のながれ	
(2) 開設の手続	
2 構造設備基準	4
3 衛生上の措置	5
4 名称に関する規制	5
5 広告に関する規制	6
6 その他	7
(1) 変更届	
(2) 廃止届	
(3) 休止届	

＜問い合わせ先＞

江東区保健所生活衛生課医薬衛生係
〒135-0016
江東区東陽2-1-1
電話：03-3647-5815

この手引きでは、江東区内における「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下あはき法）」及び「柔道整復師法」に基づく施術所の開設について説明します。

1 開設届

(1) 開設のながれ



(2) 開設の手続

開設届を開設後 10 日以内に保健所へ提出してください。

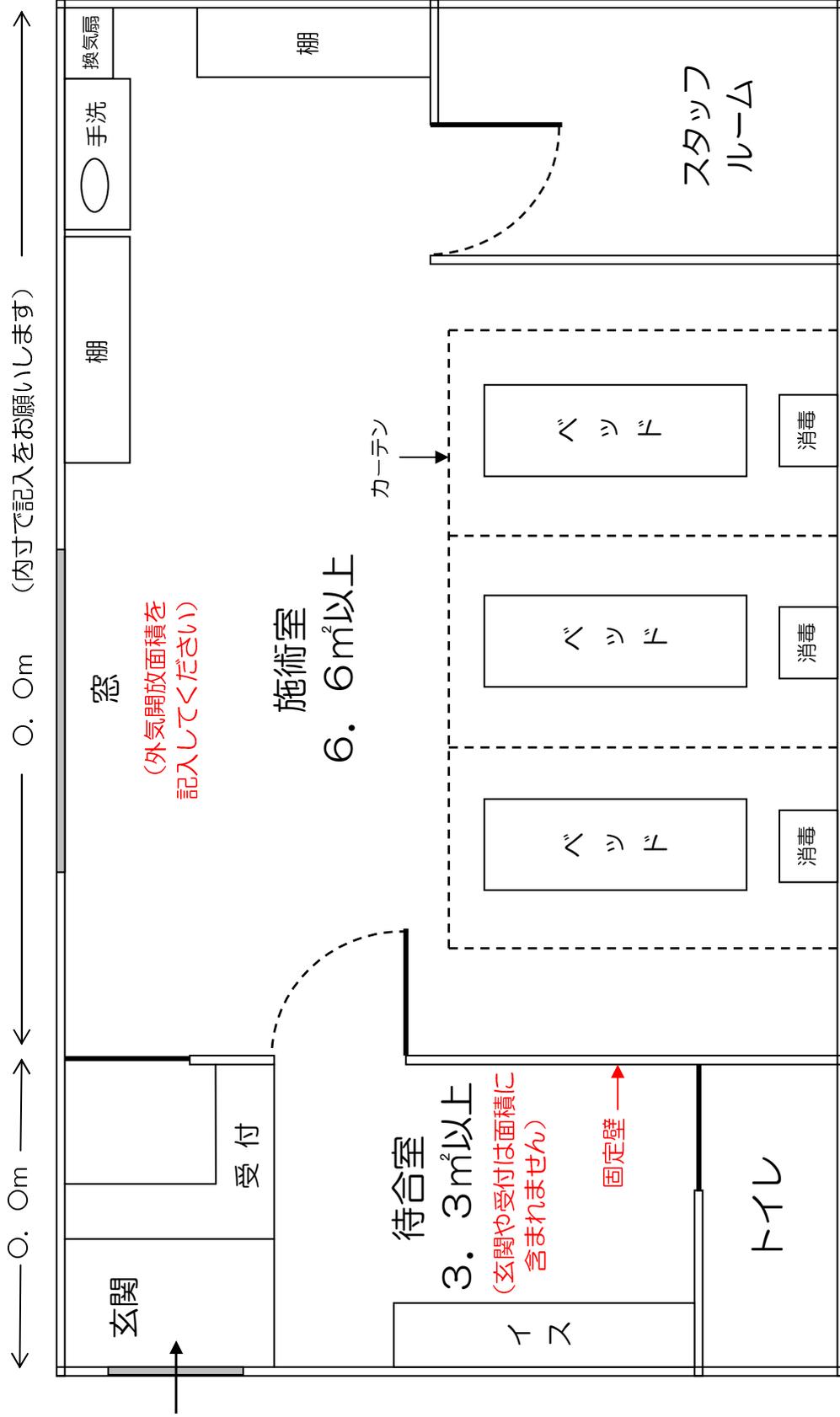
提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2	あはき法と柔道整復師法で様式が異なります。保健所の窓口で配布している他、江東区のホームページからダウンロードできます。※ 開設者や施設責任者の方々の公的な身分証明書（運転免許証、住基カード等）の提示を求める場合があります。
添 付 書 類	業務に従事する施術者の免許証の写し	2	免許証本証と照合しますので、本証も窓口にお持ちください。
	施術所の平面図	2	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	施術所への案内図	2	最寄の駅等から施術所までがわかるものをご用意ください。
	定款の写し及び登記事項証明書（開設者が法人の場合）	2	目的に施術所の運営が含まれている必要があります。（登記事項証明書 2 通のうち 1 通はコピー可）

※江東区のホームページから様式をダウンロードする場合は、トップページから生活情報＞保健・衛生＞医事・薬事等＞施術所の開設に関する手続の順にアクセスしてください。

あはき法：<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/7032/7043.html>

柔道整復師法：<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/7032/7044.html>

＜施術所の平面図作成例＞



2 構造設備基準

あはき法施行規則第25条及び柔道整復師法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては次の事項に適合するようにしてください。

- 1 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3 m²以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は、室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。
- 5 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）
- 6 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られていること。（指導基準）
- 7 ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）
- 8 各室に室名表示をつけること。（指導基準）

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合には、次の事項に注意してください。

- 1 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、双方の施設はそれぞれの構造設備基準を満たし、固定壁で区画されたものとする。
- 2 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が1人で施術する場合、施術室を共用してもよい。ただし、施術者を増員した場合にはそれぞれ専用の施術室を設けること。
- 3 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

※施術所内で他の医業類似行為（整体・カイロプラクティック等）を行うことはできません。施設の区画、使用する器具類、広告等を共有することはできませんのでご注意ください。

3 衛生上の措置

あはき法施行規則第26条及び柔道整復師法施行規則第19条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 常に清潔に保つこと。2 採光・照明及び換気を十分にすること。 |
|---|

4 名称に関する規制

施術所の名称はあはき法第7条第1項及び柔道整復師法第24条第1項の広告の規制を受けます。
(6ページ参照)

施術所以外の医業類似行為施設と区別するために、法に基づいた施術所であることが明確である名称を使用してください。(指導基準)

例：〇〇鍼灸マッサージ院、〇〇接骨院等

次のような名称は使用できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 医療法、医師法、薬事法及びその他の法律に抵触する名称
例：〇〇接骨クリニック、はり科〇〇診療、診察、中国鍼医〇〇、接骨医〇〇、〇〇薬局2 あはき法に基づく施術所は柔道整復師法、柔道整復師法に基づく施術所はあはき法に抵触する名称
例：〇〇鍼灸接骨院3 施術所で認められていない医業類似行為名を使用している名称
例：〇〇カイロプラクティック接骨院、〇〇鍼灸整体院、〇〇エステティックマッサージ |
|--|

※区内で既に開設されている施術所と同一の名称や酷似した名称は避けてください。

5 広告に関する規制

あはき法第7条第1項及び柔道整復師法第24条第1項に定められた事項以外は、看板、のぼり、印刷物等いかなる方法によっても広告できません。また、医療法、医師法、薬事法及びその他の法令に抵触する事項も広告できません。

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。(あはき法第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項)

広告できない例：〇〇流、〇〇病に効くはり、中国ばり、骨折等

なお、広告規制に対する違反についてはあはき法第13条の8及び柔道整復師法第30条で罰則の規定が定められています。

あはき法第7条第1項

あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務の種類(あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業、きゆう業)
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼(はり)
 - (4) 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
 - (5) 予約に基づく施術の実施
 - (6) 休日又は夜間における施術の実施
 - (7) 出張による施術の実施
 - (8) 駐車設備に関する事項

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - (1) ほねつぎ(又は接骨)
 - (2) 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
 - (3) 予約に基づく施術の実施
 - (4) 休日又は夜間における施術の実施
 - (5) 出張による施術の実施

6 その他

(1) 変更届

開設届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に「施術所届出事項中一部変更届」を2部提出してください。

変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届出事項中一部変更届		2	変更事項を記入します。
添 付 書 類	施設名の変更のとき	/	変更前、変更後の施設名称を記入してください。
	開設者の住所及び氏名（法人については名称及び主たる事務所）の変更のとき	履歴事項証明書（開設者が法人の場合）	2 開設者が法人の場合には履歴事項証明書が必要になります。 (2通のうち1通はコピー可)
	構造設備の変更のとき	施術所の平面図	2 変更前、変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。 ※構造設備を変更する場合は事前にご相談ください。
	従事者の変更のとき	新たに業務に従事する施術者の免許証の写し	2 変更前、変更後の従事者を記入します。 免許証本証と照合しますので本証も窓口にお持ちください。 施設責任者等が変更となる場合、公的な身分証明書（運転免許証、住基カード等）の提示を求める場合があります。

※施設の移転や、開設者が変更となる場合は現在の施設を廃止し、新規開設の手続きをとる必要があります。事前にご相談ください。

(2) 廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後10日以内に「施術所廃止届」を2部提出してください。

(3) 休止届

施術所を休止した場合は、休止後10日以内に「施術所休止届」を2部提出してください。休止期間は原則6か月以内で、1年を超えないようにしてください。再開した場合や休止期間が1年を超える場合は保健所までご連絡ください。

※あはき法と柔道整復師法で様式が異なります。なお、様式は保健所の窓口で配布している他、江東区のホームページからダウンロードできます。（2ページ参照）

施術所開設の手引き

平成26年2月 印刷物規格表第1類
印刷番号(25)99号

編集発行 江東区保健所生活衛生課医薬衛生係
江東区東陽二丁目1番1号
電話(3647)5815

印刷所 川村印刷株式会社
江東区白河二丁目11番7号
電話(3641)0730